

## 10月1日から 枕崎警察署の管轄区域が 変わります

10月1日から枕崎警察署の管轄区域が変わり、旧坊津町の区域は南さつま警察署（旧加世田警察署）の管轄になります。

### ■運転免許の更新に関すること

①更新窓口（詳細は、更新連絡書を確認してください）

講習区分	期 日	枕崎市	旧坊津町
優良・一般	9月30日以前	枕崎署又は教育センター	
	10月1日以降	枕崎署又は教育センター	南さつま署又は教育センター
違反・初回	9月30日以前	教育センター	
	10月1日以降		

※優良運転者は鹿児島市内三警察署を除く県内全ての警察署で申請できます。

②9月30日以前に申請された方は、申請した警察署で講習、免許証の交付となります。

### ■各種許可（車庫証明・道路使用許可・古物・風俗営業許可・銃砲刀剣類所持等）に関すること

①10月1日以降の新規申請等については、新管轄の警察署で手続きしてください。

②変更日（10月1日）間際に申請された方は、交付の警察署が異なる場合もありますので、申請時に窓口で確認してください。

③旧管轄警察署から交付されている書類等については、管轄区域変更後も有効ですので、手続きの必要はありません。

### ■相談・要望等に関すること

①10月1日以降は、新管轄の警察署にご相談ください。  
②継続中の相談については、新警察署が引き継いで担当することとなります。

### ■事件・事故の届出に関すること

①10月1日以降に発生した事件、事故の対応は、新管轄の警察署が担当します。  
②緊急の事件、事故等の場合は、110番をしてください。

★詳しいことは、枕崎警察署（TEL72-0110）までお問合せください。

## 児童手当が 小学校6年生まで 拡充されました

平成18年4月1日から、児童手当が拡充されました。支給対象年齢が、これまでの小学校3年生（9歳到達後最初の年度末）までから、小学校6年生（12歳到達後最初の年度末）までに拡大され、併せて、所得制限が引き上げられました。

新たに、児童手当を受けられる児童の保護者の方については、枕崎市福祉事務所（公務員の方は勤務先）で、認定請求の手続きが必要となります。なお、改正に伴う新規請求は、平成18年9月30日まで申請された方に限り、特例的に4月1日にさかのぼって支給されますが、それ以降の方は、申請した翌月分からの支給になります。

手続きがまだ済んでいない方は、次を参考に早めに申請してください。

### ■平成18年度に小学校4年生の児童がいる保護者の方

（平成8年4月2日生まれ～平成9年4月1日生まれ）  
これまで、当該児童に係る児童手当を受給していた保護者の方は、特段の手続きをする必要はありません。

### ■平成18年度に小学校5年生または6年生の児童がいる保護者の方（平成6年4月2日生まれ～平成8年4月1日生まれ）

これまで、児童手当を受給していない保護者の方は認定請求、児童手当を受給していた保護者の方は、額改定認定請求の手続きが必要となります。

### ■これまで、所得制限により児童手当を受給していない保護者の方

所得制限の引き上げにより、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する保護者の方は、認定請求手続きが必要となります。

### ■認定請求に必要な書類は

- ・健康保険被保険者証等の写し（申請者が厚生年金等加入者の場合）
- ・児童手当用所得証明書（平成17年1月1日及び18年1月1日に本市に住所がなかった方のみ必要）

問合せ 福祉事務所社会係 TEL72-1111 内線136

## 10月から資源ごみ「ペットボトル」の出し方が変わります

- ペットボトルの中を洗ったあとラベルをはがして出してください。
  - 現在試行期間中です。本格実施は、10月1日からになります。
- ■10月1日以降は、ラベルをはがしていないペットボトルは収集しません。



※皆様のご協力で、ペットボトルが高く売れ、経費の節約につながります。



はがしたラベルは、キャップ、お菓子袋類、レジ袋、米袋類、詰替え用洗剤・シャンプー等の容器類、カップ麺容器、卵パックなどと一緒に資源ごみとして出してください。

ラベルとペットボトルは別々の資源ごみ袋へ

（ミシン目のついたペットボトル）



■ミシン目に沿ってラベルをはがしてください。

（ミシン目のないペットボトル）



■ペットボトルを踏みつぶし、ラベルとのすきまをつくり、はさみ等で切れ込みを入れはがしてください。

皆様の「ご協力をお願いします。」（対象地区 枕崎市・知覧町・旧坊津町）

行政「トップ」

## 「不法投棄」は重大な犯罪です!!

南さつま市サイケル組合と解体連合会南薩支部が8月3日、市内で特にひどい2か所の不法投棄ごみを、ボランティアで撤去しました。これは、管内の不法投棄ごみを減らすために実施したものです。廃棄物処理法では、産業廃棄物については排出した事業者が自ら処理する（適正処理が前提）が、許可を持つ処理業者に委託して処理しなければならないことになっていきます。これに違反した産業廃棄物の無許可処理、一般廃棄物や産業廃棄物の不法投棄に対しては5年以下の懲役もしくは、法人で1億円以下の罰金、個人で1千万円以下の罰金を含む厳しい罰則が設けられています。絶対に止めましょう。不法投棄は重大な犯罪です。

